

株式会社 J W A Y
放送番組審議会規程

第 1 条（設置）株式会社 J W A Y は、放送法第 6 条第 1 項の規定に基づき、放送番組審議会（以下「審議会」という）を設置する。

第 2 条（目的）審議会は放送番組の適正を図るため、J W A Y の諮問に応じ、放送番組につき審議する。

第 3 条（構成等）審議会は委員 5 名以上をもって構成する。

- 2 委員は学識経験者の中から選考し取締役社長が委嘱する。
- 3 審議会に会長及び副会長をおき、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、審議会の総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。
- 6 委員の任期は、毎年 4 月から翌年 3 月までの 1 年とし、再任を妨げない。ただし、期間の途中で就任した委員の任期は、期の初めに就任した者の残任期間と同じとする。

第 4 条（会議）審議会は委員総数 2 分の 1 以上の出席があった場合に成立する。

- 2 審議会は原則として年 1 回以上開催し、会長又は J W A Y が必要と認めた場合は、随時開催するものとする。

第 5 条（諮問事項）審議会は J W A Y の諮問に応じ、次の事項につき審議し、その結果を J W A Y に答申する。

- (1) 放送番組基準の制定又は変更
- (2) 放送番組の編成に関する基本計画の制定又は変更。
- (3) その他審議会の目的を達成するために必要な事項。

第 6 条（意見の具申）審議会は、必要があると認めたときは、J W A Y に対し意見を述べることができる。

第 7 条（放送内容の保存）審議会は、法令の規定に基づき、J W A Y に対して必要と認める放送番組の内容の保存を要求することができる。

第 8 条（庶務）審議会の事務を処理するため、J W A Y に事務局を置く。

付 則

2004年12月 8日 制定、2005年 3月 1日 実施

2017年12月 5日 改訂 2018年 4月 1日 実施